二十　圧力容器封板せん孔器であって、次の要件を満たすもの
イ　点火薬（チオシアン酸鉛(Ⅱ)と塩素酸カリウムとを混合した爆薬又はジアゾジニトロフェノールの爆薬に限る。）の量が〇・〇四グラム以下であること。
ロ　ガス発生剤（ジアゾジニトロフェノールの爆薬に限る。）の量が〇・一〇グラム以下であること。
ハ　電気点火により、キリ（最大変位が六ミリメートル以下のものに限る。）を押し出し、圧力容器の封板をせん孔することによりガスを発生させる構造であること。
ニ　爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ホ　本体は、アルミニウム合金その他の合金製であること。
ヘ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ト　燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
チ　作動後のキリは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。
二十一　パラシュート拘束ロープ切断装置であって、次の要件を満たすもの
イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が二・六〇グラム以下であること。
ロ　銃用雷管の起爆薬の量が〇・〇六グラム以下であること。
ハ　撃針点火により、カッタ（最大変位が十ミリメートル以下のものに限る。）を高速移動させ、ロープを切断する構造であること。
ニ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ホ　本体は、アルミニウム合金その他の合金製であること。
ヘ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ト　燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
チ　作動後のカッタは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。
リ　ロープを通す穴が直径四・五ミリメートル以下のものであること。
二十二　パラシュート分離装置であって、次の要件を満たすもの
イ　火薬（黒色火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が四・六八グラム以下であること。
ロ　起爆薬（銃用雷管の起爆薬又はチオシアン酸鉛（Ⅱ）と塩素酸カリウムとを混合した爆薬に限る。）の量が〇・〇六グラム以下であること。
ハ　撃針点火又は海水接触による電気点火により、ピストン（最大変位が六ミリメートル以下のものに限る。）を押し出し、固定ピンを解除することにより本体を分離させる構造であること。
ニ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ホ　本体は、アルミニウム合金その他の合金製であること。
ヘ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ト　燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
チ　作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。
二十三　電路切替装置であって、次の要件を満たすもの
イ　点火薬（トリニトロレゾルシン鉛の爆薬に限る。）の量が〇・〇一グラム以下であること。
ロ　ガス発生剤（トリニトロレゾルシン鉛の爆薬に限る。）の量が〇・〇一グラム以下であること。
ハ　電気点火により、ピストン（最大変位が二ミリメートル以下のものに限る。）を押し出し、電路を切り替える構造であること。
ニ　爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ホ　本体は、アルミニウム合金その他の合金製であること。
ヘ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ト　燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
チ　作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。
二十四　着衣型エアバッグガス圧力容器封板開放装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの
イ　爆薬（ジアゾジニトロフェノールを主とする爆薬に限る。）の量が〇・一〇グラム以下であること。
ロ　電気点火により、ガスを発生させる構造であること。
ハ　爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　本体は、アルミニウム合金その他の合金製であること。
ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
二十五　防犯用視界遮断ガス発生装置であって、次の要件を満たすもの
イ　点火薬（トリニトロレゾルシン鉛の爆薬に限る。）の量が〇・〇七グラム以下であること又は点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二六グラム以下であること。
ロ　着火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が一・二〇グラム以下であること。
ハ　ガス発生剤（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下この号において同じ。）の量が八〇グラム以下であり、次の要件を満たすものであること。
(1)　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）K四八一〇「火薬類性能試験方法」に規定する落つい感度試験により試験したとき落つい感度の等級が八級であり、かつ、摩擦感度試験により試験したとき摩擦感度の等級が七級であること。
(2)　コルク又はゴム栓を十ミリメートル以上押し込んだ鋼管（材質が日本工業規格G三四五二「配管用炭素鋼鋼管」に規定するもので、呼び径二五A及び長さ二百ミリメートルの継目無鋼管）にガス発生剤を充塡し、工業雷管（日本工業規格K四八〇六「工業雷管及び電気雷管」に規定するもの）を取り付けたコルク又はゴム栓を十ミリメートル以上押し込んだものを、発破器の電流により点火したとき、不爆であること。
ニ　電気点火により、ガスを発生させる構造であること。
ホ　火薬及び爆薬が外部に露出せず、かつ、容易に取り出せないものであること。
ヘ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ト　本体は、アルミニウム合金その他の合金製であること。
チ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
二十六　航空機用エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの
イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二九グラム以下であること。
ロ　電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを発生させる構造であること。
ハ　火薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ホ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
二十七　発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの
イ　点火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が二グラム以下であること。
ロ　ガス発生剤（ガス発生量が一秒につき六千立方センチメートル以下及び発熱量が一秒につき二万九百二十ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が百グラム以下であること。
ハ　火薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　外殻は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金製であること。
ホ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
二十八　発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（撃針点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの
イ　点火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が二グラム以下であること。
ロ　ガス発生剤（ガス発生量が一秒につき六千立方センチメートル以下及び発熱量が一秒につき二万九百二十ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が百グラム以下であること。